

# 業務指示書

## パキスタン国土砂災害対策にかかる情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月9日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月14日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路防災特に土砂災害対策に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／道路防災）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：道路防災に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月18日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写3部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

カウンターパートの出張旅費、本邦研修実施にかかる直接経費 (直接人件費を除く)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(PKR1 = 1.08398 円, US\$1 = 112.185 円, EUR1 = 127.43 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野  
総括/道路防災

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
4.15 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月8日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL：[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
パキスタン国土砂災害対策にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路防災	(60.00)	(24.00)
ア) 類似業務の経験	24.00	10.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	2.00
ウ) 語学力	9.00	4.00
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	5.00
オ) その他学位、資格等	9.00	3.00
②副業務主任者	( - )	(24.00)
カ) 類似業務の経験	-	10.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	4.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	5.00
コ) その他学位、資格等	-	3.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	12.00
(2) 業務従事者の経験・能力 :	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力 :	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力 :	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力 :	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

パキスタン国は、地震、洪水、土砂災害、サイクロンなど自然災害が多く、近年では、2005年10月に北部地域で発生した地震、2010年6月及び2011年9月の洪水により甚大な被害を受けている。また、国土の地理的条件や気候条件、特に豪雨の影響等により、斜面崩落・地滑り等の土砂災害が毎年多発して、基幹インフラである道路網の損壊が発生している。

パキスタン国において国道の建設・運営・維持管理は、通信省傘下の国道公社（National Highway Authority : NHA）が管轄しており、州道、地方道は州政府の公共事業局（Communication and Works Department: C&W）及び各都市の市役所が管轄する。道路セクターは全旅客輸送の91%、貨物輸送の96%を占め、経済・社会活動において極めて大きな役割を果たしており、特に主要幹線道路は、中国、ADB、世銀、日本等多くのドナーの支援により整備が進んでいる。

しかし、特に国土北部においては、土砂災害が道路インフラに甚大な被害を及ぼしており、経済・社会活動への影響も大きい。交通手段が限られる山間部の遠隔地域においては、集落から孤立して居住している住民も多く、生活物資の流通への影響等、土砂災害による地域住民の生活への影響が懸念される。土砂災害が発生した場合、各管轄機関により復旧工事が行われているものの、対策工等に関する技術的な知見・経験が不足しており、同一箇所でも被害が繰り返して発生する等の問題が起こっている。

このような状況の下、本調査は、パキスタン国における土砂災害の実態、関係機関の役割等を把握し、同国の土砂災害対策の課題を明らかにするとともに、我が国の防災技術の活用可能性を検討し、今後の支援方針検討に必要な情報収集を行うものである。

### 2. 調査の目的

本調査は、パキスタン国で頻発する土砂災害について情報収集・整理した上で、道路に被害を及ぼす土砂災害について実態に応じた適切な対策を検討・提案することにより、今後の我が国の協力事業の方針検討に活用することを目的とする。

### 3. 調査の対象地域

土砂災害リスクを擁するパキスタン国の山間地域（主にパンジャブ州北部及びハイバル・パフトゥンハー州の国道及び州道）

### 4. 関係機関

国道公社（National Highway Authority : NHA）、各州政府公共事業局（Communication and Works Department : C&W）、気候変動省国家防災管理庁

(National Disaster Management Authority, Ministry of Climate Change : NDMA) 等。

## 5. 本調査に関連するわが国の主な援助活動

- ・ 無償資金協力：国道二十五号線（カラローウッド間）改修事業（2005年）
- ・ 有償資金協力：インダスハイウェイ建設事業（Ⅰ）～（Ⅲ）（1989年～2006年）
- ・ 有償資金協力：農村振興道路建設事業（1993年）
- ・ 有償資金協力：コハットンネル建設事業（Ⅰ）～（Ⅲ）（1994年～2003年）
- ・ 有償資金協力：東西道路改修計画事業（国道70号線）（Ⅰ）（2008年）
- ・ 有償資金協力：ハイバル・パフトウンハー州緊急農村道路復興事業（洪水災害対策）（2010年）
- ・ 技術協力プロジェクト：NHA 研究訓練施設設立支援プロジェクト（2007年～2013年）
- ・ 技術協力プロジェクト：橋梁維持管理プロジェクト（2016年～2018年）

## 6. 業務の範囲

本業務は、JICA 及びパキスタン関係機関と十分な意見交換を行いながら、「2. 調査の目的」を達成するために「7. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「8. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「9. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 7. 実施方針及び留意事項

### （1）本調査の対象地域

本調査の対象地域としては、主にパンジャブ州北部及びハイバル・パフトウンハー州を想定する。（調査の中でその他地域での調査の必要性が明らかになった場合には、JICA 南アジア部・JICA パキスタン事務所と協議の上方針を決定する。）

一部 JICA の安全対策措置により渡航が制限される地域が含まれる現地踏査における立ち入り可能な範囲も限定されるが、調査は JICA の安全対策措置に則って行うこととし、最終的な渡航可否は治安情勢を考慮し JICA パキスタン事務所の確認を得て判断する。安全対策措置の内容は指示書配布時に配布する。

### （2）本調査後の想定される支援と調査対象地域の関係について

本調査にて得られた情報を踏まえ、今後、JICA では資金協力、技術協力を検討する予定である。主たる支援対象は、優先的に対策を講じる必要性が高い対象地域内の NHA 管轄の国道のうち、JICA の安全対策措置により渡航が制限されない地域が想定される。従って、渡航可能なエリアにおける国道については、資金協力・技術協力の実施を前提に現地踏査を行い、詳細な情報収集、対策検討を行うこととする。

渡航制限地域の国道及び州道については、原則として現地踏査は行わず、

NHA や州政府が保有する既存データ等を活用し、土砂災害の被害状況、要因分析を行うこととする。但し、第一次現地調査の結果、既存データから十分な情報が得られないことが判明した場合、または本調査終了後の協力の可能性が高い地域等が判明した場合にはローカルコンサルタントによる現地踏査の実施や衛星写真の活用を検討する。効果的・効率的な方法についてはプロポーザルで提案することとする。

#### (3) 本調査の対象範囲について

本調査を通じ主に確認する支援ニーズは、パキスタン側が特に関心が高いと想定される、落石・崩壊、斜面崩壊、岩盤崩壊、土石流、地滑り等、道路に影響を与える土砂災害対策とする。防災を考慮した道路維持管理や道路整備計画の策定等（道路防災）については、将来的にこうした観点が必要となることを見据え、本調査で実施する本邦研修や現地セミナーにおいて体系的知見を共有する。

#### (4) 本邦研修の実施について

本邦研修にかかる業務は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に沿って行うこととし、実施業務を行う他、JICA が行う受入業務・監理業務を補佐する。本邦研修にかかる業務は第3章2.（1）業務量の目安に含むものとするが、その他の直接経費（諸謝金、翻訳料、同行者旅費等）については別見積もりとする。なお、パキスタン側からの研修参加者の移動・滞在にかかる費用等、受入・実施監理に係る経費は JICA が別途負担するため積算には含めない。現時点で想定される概要は以下の通り。

- ① 目的：土砂災害対策技術を含む道路防災に関する日本の知見・経験の共有
- ② 対象者：NHA、C&W 等関係機関の管理職及び技術者計 10 名程度（計 10 名を想定するが、目的に照らして必要な範囲で、JICA と協議の上、対象者の選定方法と対象者数については柔軟に調整する。）
- ③ 期間：約 10 日
- ④ 内容：防災の観点を踏まえて道路網計画、道路線形計画、道路設計、調査、施工品質管理、維持管理に関し、道路行政、体制、技術を学ぶための視察・協議等を行う。
- ⑤ その他：研修期間中、JICA 本部関係部署と研修参加者の意見交換の場を設ける。

#### (5) 土砂災害対策に係る関係機関の整理

本調査の主要な協力機関は国道を管轄する NHA を想定しているが、土砂災害の予防・応急対応・道路復旧等の様々なプロセスにおいては、他機関との連絡・調整が必要となる可能性がある。このため、本調査においては、NHA の他、州政府の C&W、災害データを管理している NDMA 等の関係機関についても情報収集を行い、土砂災害対策における各機関の役割分担や実施能力について調査する。

(6) パキスタン側関係機関への十分な説明と情報共有

本調査の実施にあたっては、パキスタン側関係機関とインセプション・レポート、プロGRESS・レポート、ドラフト・ファイナルレポートを基に緊密に情報交換を行う。本調査に対するパキスタン側の関心は高く、協議でも様々な要望が出されることが予想される。先方との協議を通して得られた情報は、JICA 南アジア部、JICA パキスタン事務所に共有する。

(7) 他ドナーの取り組み

道路、防災分野に関する世界銀行（防災リスクアセスメントプロジェクト等）、ADB (National Transport Policy and Master Plan 等)、中国(China Pakistan Economic Corridor: CPEC)等、本調査と関係する他ドナーの動向、連携可能性について情報収集・確認の上、整理を行う。

(8) 今後の支援方針提言について

本調査では、各種情報の整理・分析に基づき、取り組むべき課題及び対策案を示した上で、JICA 事業としての協力の可能性を検討する。具体的な協力は、①本邦技術を活用した土砂災害対策工事（ハード面）、②土砂災害対策に関するキャパシティ・ディベロップメント（ソフト面）が想定されるため、それぞれの協力案を整理すること。なお、本邦研修、現地セミナーを通じて、道路防災分野の他の支援ニーズが明確になった場合は、JICA 南アジア部、JICA パキスタン事務所とも相談の上で提言に含める。

## 8. 業務の内容

上記「7. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。以下に示した手法、順序以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュール、調査項目がある場合には理由を付してプロポーザルにて提案する。

(1) 国内準備作業（2017年9月下旬～10月上旬）

1) 既存情報の収集・整理・分析

本業務に関連する既存資料の情報収集・分析を行い、現地調査の基本方針、及び具体的な調査方法の検討を行う。

① 自然条件・社会条件等にかかる既存情報の整理

- a) パキスタン全土の気象、自然条件（気候、降雨量、地形・地質、河川等）、過去の災害（地震、洪水、土砂災害）発生状況
- b) 調査対象地域の社会・経済・産業の特徴、人口、交通量
- c) 調査対象地域における道路災害発生箇所を示した地図の作成

② 道路・防災セクターにおける政策及び関係機関の所掌・実施体制の把握

- a) 道路セクター及び防災セクターに関する上位計画、政策、法令、及びそれらにおける道路防災の位置づけ
- b) 国道及び州道の道路網及び将来の道路整備計画



- c) NHA 並びに州政府（パンジャブ州、ハイバル・パフトウンハー州）の道路インフラ整備・維持管理にかかる組織・人員体制、所掌業務、財務状況
- d) 土砂災害についての NDMA 等防災関係機関の所掌業務

③ 土砂災害対策を含む日本の道路防災に関する知見、経験の整理

- a) 土砂災害の種類、メカニズム、要因：日本で一般的に発生している土砂災害の種類、メカニズム、要因について整理する。
- b) 土砂災害対策にかかる技術：日本で一般的に採用されている土砂災害対策の技術を取りまとめる。現地調査を通してパキスタンでの現地法人施工が可能な技術を特定できるよう、斜面对策技術毎に適用場面、技術内容、技術レベル、特徴、必要資機材、コスト等について整理する。尚、日本特有の技術の場合にはその点が明らかになるようにする。
- c) 道路行政：日本の道路建設・維持管理に関する政策、法令、関係機関の役割について、道路防災の観点から情報を整理する。また、道路防災の観点から、道路網計画、道路線形計画、管理・モニタリングにかかる理念、考え方を整理する。

④ 本邦研修案の作成

実施業務については本調査の内容を踏まえて行うこととし、JICA 南アジア部と相談の上で本邦研修計画（案）を本邦研修開始の 2 か月前までに策定する。また、JICA が行う受入業務及び監理業務が円滑に遂行できるよう、研修先との調整等を計画的に行い、カリキュラムや調整状況を一覽にまとめ JICA 南アジア部に適時情報共有する。

2) 現地調査計画の策定

① 質問票の作成

現地で調査すべき情報及び確認事項を整理の上、NHA、州政府、NDMA 等に対する質問状を取りまとめ、現地調査 1 週間前までに JICA の確認を得る。

② 邦人渡航制限地域における情報収集計画の策定

上記 7.(2) に記載のとおり、渡航制限地域における情報収集は、パキスタン側関係機関が有する既存データ等を活用することを想定しているが、既存情報が十分ではない場合はローカルコンサルタントを活用した現地踏査を行うこととする。以下の調査事項を想定して TOR 案を検討し、再委託業務が必要となった場合に迅速に調査が可能となるよう準備する。再委託業務の必要性は第一次現地調査で判断し、要すれば第二次現地調査から第三次現地調査にかけて、ローカルコンサルタントの調達及び再委託調査を実施する。積算上は再委託調査実施費用として 650 万円を計上することとする。

- a) 渡航制限地域に位置する国道及び州道で発生した過去の土砂災害の状況（被害状況・頻度・種類）
- b) 過去に土砂災害が発生した道路において、NHA または C&W が実施し

#### た対策工事

#### ③ インセプション・レポートの作成

上記を基にインセプションレポート（和・英）案、及び現地での英文プレゼンテーション資料を作成し、JICA 南アジア部に対し、インセプション・レポートの説明を行う。インセプション・レポートには以下の項目を組み込む。JICA 南アジア部等のコメントを踏まえ、インセプション・レポートを最終化の上、質問状と共に JICA パキスタン事務所を通して現地調査開始前までにパキスタン側へ送付する。

- a) 本調査の全体実施方針
- b) 調査計画・工程
- c) 国内準備作業期間の情報収集結果概要
- d) 第一次現地調査における確認事項・質問状（案）
- e) 本邦研修案

#### (2) 第一次現地作業（2017年10月中旬～11月上旬）

##### 1) JICA 事務所への説明

インセプション・レポート（和文・英文）、現地プレゼンテーション資料をもとに、現地調査計画について JICA パキスタン事務所に説明を行う。

##### 2) NHA とのキックオフ・ミーティングの開催

現地調査開始時にキックオフ・ミーティングを開催し、NHA にインセプション・レポート（英文）を提出の上、(1) で作成した英文プレゼンテーション資料をもとに調査の内容・方針を説明する。

##### 3) 調査対象地域における過去の土砂災害被害、及び対応策にかかる分析

- ① NHA、C&W との協議にて、国道及び州道で発生した過去の土砂災害の記録を収集する。
- ② NHA、C&W との協議にて、過去に土砂災害が発生した道路において、NHA 及び C&W が実施した対策工事に関する情報を収集する。
- ③ NDMA が土砂災害被害について保有している対象地域における土砂災害記録を確認する。

##### 4) 現地踏査の実施

- ① 上記(2)3) で得た情報を踏まえ、調査対象地域における潜在的危険箇所及び斜面对策工実施済みのサイトを踏査し、各サイトの現状、被害の種類や態様を記録するとともに、用いられている対策工について記録する。
- ② 調査対象地域においてこれまで土砂災害対策工が講じられた道路のうち、再度土砂災害が発生した箇所を現地踏査し、対策工の問題点を特定する。

##### 5) 関係する他ドナーの情報収集

本調査と関係する道路分野、防災分野におけるパキスタンでの他ドナ

一の支援状況について情報収集をする。

6) キックオフ・セミナーの開催

先方関係機関に対する本調査の意義の説明、パキスタン側の現状に関する情報収集、日本の知見共有、関係者との関係構築を目的としたキックオフ・セミナーを開催する。対象機関、セミナー内容についてはJICAに相談し、会場手配を含めた準備や関係者への周知・協力依頼等を行う。また、セミナーでは、土砂災害対策のみならず、日本における道路防災の考え方、制度等も説明するとともに、パキスタンにおける有効性について参加者と意見交換して、結果を議事録等で整理する。

7) 本邦研修準備

現地踏査び関係機関との協議を通じて明らかになった情報を踏まえ、道路防災分野に関して、パキスタンにおいて有効性が高いと考えられる知識・技術の共有に効果的な研修となるよう、上記(1)1)⑦で作成した研修計画を修正する。また、研修参加者の選定にあたっては、関係機関との協議等で得た情報を活用し、JICAパキスタン事務所に協力する。

8) 第一次現地調査報告

第一次現地調査の結果をまとめ、パキスタン側関係機関、JICAパキスタン事務所に報告する。

(3) 第一次国内作業 (2017年11月中旬～11月下旬)

1) プロGRESSレポートの作成

国内準備期間、第一次現地調査結果を踏まえたプロGRESSレポートを作成の上、JICA南アジア部に説明を行い、コメントを踏まえて修正する。

2) 本邦研修にかかる調整

第一次現地調査結果を踏まえ、本邦研修に必要な調整、手続き等を行う。

(4) 第二次現地作業 (2018年1月中旬～2月上旬)

1) 調査対象地域における土砂災害の整理、分析

現地踏査、関係機関のヒアリングを追加的に実施し、パキスタンの土砂災害危険箇所における土砂災害の種類・規模・要因、過去の土砂災害記録、地形・地質状況を一覧表等に整理する。また、地域別の土砂災害の要因等について分析する。

2) 土砂災害対策工事の分析、課題の特定

これまでパキスタンで実施されてきた土砂災害対策工事における工法選定・設計・施工・維持管理等の一連のプロセスを把握・分析し、財務面、実施体制面・技術面における課題を特定する。また、特定した課題に対して効果的なキャパシティ・ディベロップメント案を検討する。

- 3) 土砂災害対策工事(案)の検討  
第一次、第二次現地作業の結果を踏まえ、優先的に対策が必要なサイトを特定する。その上で、JICAの資金協力として実施可能性が高いと考えられるサイトについて特定し、各案件の概要を取りまとめる。サイト選定基準は、緊急性、必要性、本邦技術の活用可能性等が考えられるが、事前にJICAと十分に協議を行うこと。
  - 4) 本邦研修準備  
第一次現地調査に引き続き、本邦研修の人選支援等、必要な本邦研修の準備業務を実施する。第二次現地作業で明らかになった課題等があれば、研修カリキュラムに反映する。
  - 5) 第二次現地調査報告  
第二次現地調査の結果をまとめ、パキスタン側関係間、JICAパキスタン事務所に報告する。
- (5) 第二次国内作業(2018年4月上旬～4月下旬)
- 1) ドラフト・ファイナルレポートの作成
  - 2) JICA本部との協議  
第二次現地調査の結果をJICA南アジア部に報告する。
  - 3) 本邦研修実施
- (6) 第三次現地作業(2018年5月上旬～5月中旬)
- 1) キャパシティ・ディベロップメントにかかる協議  
第二次現地作業(4)2)で検討したキャパシティ・ディベロップメント案を、本邦研修の結果を踏まえて最終化し、NHA及びC&Wの対策工事の工法選定・設計・施工・維持管理における課題に対する解決策を提言する。なお、本邦研修や現地セミナーを通じて、道路防災分野におけるその他の知見共有のニーズ(道路網計画、道路線形決定、道路設計・施工・維持管理等)が明らかになる場合は、JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所とも相談の上で提言に含める。
  - 2) 土砂災害に対する対策工事の最終化、優先事業の選定  
第二次現地調査(4)3)で検討した対策工事案について、本邦研修において新たに得た情報及びJICA南アジア部、JICAパキスタン事務所のコメントを踏まえて最終化する。
  - 3) 最終セミナーの実施  
調査結果及び調査団からの提言をパキスタン側関係者に共有するためのセミナーを開催する。セミナーにおいては、本邦研修参加者の代表者による、本邦研修の成果及びアクションプランの発表を組み込むこと。
  - 4) ドラフト・ファイナルレポート協議、報告  
パキスタン側関係機関、JICAパキスタン事務所に対してドラフト・フ

イナルレポートの説明を行う。

(7) 第三次国内作業 (2018年5月下旬～6月上旬)

1) JICA本部への報告

第三次現地調査結果について JICA 南アジア部に報告・協議を行う。

2) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポート案について、パキスタン関係機関、JICA 南アジア部、JICA パキスタン事務所のコメントを反映させた上でファイナルレポートに取りまとめる。

9. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部数：和文5部、英文5部、電子データ

2) プロGRESS・レポート

記載事項：第一次現地調査までの調査結果全体

提出時期：第一次現地業務終了から第二次国内作業期間内

部数：和文5部、英文5部、電子データ

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：第二次現地調査におけるパキスタン側との面談時

部数：和文5部、英文5部、電子データ

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するパキスタン側コメント提出から1ヶ月以内

部数：英文20部、和文10部、電子データ

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：和文5部

## 2) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

### 記載事項：

- ① ファイナルレポートの概要
- ② 活動内容（調査）  
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容（技術移転）  
現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- ⑤ 今後の想定される協力事業の実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

### 添付資料：

- ① 業務フローチャート
- ② 業務人月表
- ③ 研修員受入れ実績
- ④ その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部

## (3) 報告書作成にあたっての留意事項

- 1) プロGRESS・レポート、ドラフト・ファイナルレポート、ファイナルレポートについては、本論の要点を簡潔かつ明瞭に記載した要約を含むこと。
- 2) 報告書文中で使用するデータ、写真等については、その出典・取得時期を明記すること。また、地図を掲載する場合は、係争中の国境については点線で示すよう留意すること。
- 3) ファイナル・レポート以外の報告書の作製仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー章毎改頁の編集とし、簡易製本とする。（页数によっては製本不要）
- 4) 本調査の報告書は原則として公開予定であるが、非公開とするべき情報を含む場合は、その理由を明確にした上で JICA 南アジア部と協議して取り扱うこととする。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査工程

2017年9月中旬より業務を開始し、2017年9月～10月上旬を目途にインセプション・レポートを提出する。2017年12月中旬にプロGRESS・レポートを作成し、2018年4月下旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2018年6月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の較正（案）

##### （1）業務量の目安

合計 約14M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／道路防災（2号）
- 2) 総括補佐／道路網計画
- 3) 地形・地質分析
- 4) 研修計画

#### 3. 相手国の便宜供与

本業務はJICAの責任において実施するものであることから、パキスタン関係機関からの特別な便宜供与は想定していない。ただし、本業務実施にあたり、現地JICA事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付を行い、円滑な業務実施のための支援を行う。

#### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

配布資料： JICA 安全対策措置（本事業に関する業務にのみ用いるものとし、取扱いに注意する）

参考資料： The Project for National Disaster Management Plan in the Islamic Republic of Pakistan Final Report

（<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000010898>）、

#### 5. 現地再委託

邦人渡航制限区域における土砂災害・対策工の状況確認については、既存データ等で十分な調査が行えない場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。その

他本調査にて必要な再委託業務がある場合には、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託を実施する場合に想定される実施方法について具体的な提案を行うこと。

## 6. 安全管理

- (1) パキスタン国内における安全管理は、JICA パキスタン事務所からのブリーフィング内容に則り、宗教行事、政治デモ等に注意し、行動には細心の注意を払うこと。現地での業務実施にあつては、在パキスタン日本国大使館（必要に応じて、在カラチ日本国総領事館）、JICA パキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密に取ること。宿舎の確保に際しても、JICA の安全基準を満たすため、JICA パキスタン事務所の指示に従い必要な措置を講じる。
- (2) 現地業務の実施にあつては、JICA の安全対策措置に則り、陸路移動は車両を利用することとし、特に KP 州内の活動は計画的に行うこととし、車両・警護の手配等留意して行う。
- (3) 有事の安全対策としてコミュニケーション手段を確保し、緊急事態に対応が可能となるよう団員間の連絡手段の確保に留意すること。パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策としてコミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて購入可能）等を用意すること。
- (4) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国からの調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切に取られるよう必要な措置を講じた契約を行うこと。
- (5) 現地作業中における安全管理体制はプロポーザルに記載する。また、渡航にあつては、従事者全員をたびレジに登録すること。

## 7. その他の留意事項

### (1) カウンターパートの出張旅費

C/P の出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後の C/P 機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費を C/P に支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること



- 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
  - 3) 当機構が事前に承認していること
  - 4) C/P機関からの申請書を取り付けていること
- 経費については分けて見積もることとする。

#### （2）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

#### （3）一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について 10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。（イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とする。）

